

第20回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成31年2月8日(金)

午後1時00分～午後1時51分

2. 場所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第20回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成31年2月8日(金)午後1時00分~午後1時51分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(12名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる(欠席)
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二

委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿(欠席)
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舩添	博孝(欠席)
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸
委員	7番	柳野	照紀

4. 2月の農業相談委員

2番	安藤	敏生	委員
3番	瓜生	保司	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

農地法第5条の規定による許可申請について

()

農地法第5条の規定による許可申請について

(土地開発公社 理事長)

農用地利用集積計画の承認について
農用地利用集積計画の承認について

(推進機構あっせん事業)

(2) 報告案件

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
農地改良届について

(3) その他の案件

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	安部 真介 (欠席)
事務局職員	高島 健次

開 会 1 3 時 0 0 分

議長 本日の出席委員は、農業委員 8 名中 7 名、推進委員 7 名中 5 名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただ今より第 20 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 2 番安藤敏生委員、3 番瓜生保司委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第 5 条申請関係 2 件、農用地利用集積計画関係 2 件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の高島を指名します。

議長 ここから議事に入りますが、まず現地調査を伴う案件につい

て事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案書の1ページをお開きください。

付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が水巻町にお住まいの 氏、譲渡人が広渡にお住まいの 氏です。申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字五反田642番2 他3筆、地目が田、合計面積が2,546㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっています。申請目的は事務所・駐車場の建設です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが縦横断図、7ページが事業計画書、8ページが被害防除計画書で、排水は雨水が溜桝からの水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化増での処理となっています。

9ページが関係者説明に関する調査票となっております

つづきまして、10ページをご覧ください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が 土地開発公社 理事長 氏、譲渡人が別府にお住まいの 氏で、申請地が12ページの字図にありますように、大字別府字千代丸下2805番5 外7筆、地目が田、合計面積が1,877㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が無指定、第一種低層住居専用地域、および第一種住居地域、立地基準としましては第1種農地及び第3種農地となっております。申請目的は町の計画道路建設です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。13・14ページが現況平面図および土地利用計画図、15・16ページが造成および道路の計画横断図、17ページが事業計画書、18ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで水路放流となっています。19ページが関係者説明に関する調査票です。

つづきまして、22ページをお開きください。付議案件 農

用地利用集積計画の承認についてでございます。譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、譲渡人が熊本県阿蘇郡南阿蘇村にお住まいの
 氏で、申請地が24ページの字図にありますように、大字木守字芙蓉16番および20番、地目が田、合計面積が3,061㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。所有権の移転時期は2月末を予定しています。本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介による農地の売買に係る利用集積計画になります。この農地あっせん事業は農用地の売買について、推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。今後は浅木地区の
 さんへ機構から売り渡す議案を4月に提案する予定となっております。

続きまして、26ページをお開きください。報告案件 農地改良届についてでございます。届出人が上別府にお住まいの
 氏で、申請地が28ページの字図にありますように、大字上別府字尾倉591番、地目が田、面積が298㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、届出理由が湿田改良のためとなっております。隣接する道路より低いために使い勝手が悪くなってしまっている農地について、盛土をすることで畑として利活用されたいということです。現在すでに土を入れ始めていますが、今は少し大きな石も入っていました。完成は5月頃とのことですので、その頃には畑として利活用できる状態に仕上がるということです。農地法の許可が不要な場合の、面積が1,000㎡未満であることや、造成高が1m未満であることなど、6つの要件を満たすため、届出を受け付けております。

以上が現地調査を伴う案件であります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 1 3 時 1 0 分

- 現地調査後 -

議長 再開します。
それでは、付議案件 を議題に供します。
まずは、地区担当の私から報告します。

地元委員 (1番) 先程現地を見ていただきましたように、以前から盛土をするということでしたが、いよいよ運送会社の方にするという
ことで、内容については4t車を最終的には40台くらいを並べる
ということです。排水の関係とか色々話はしたのですが、私共
の言うとおりにしてくれるということを確認しましたので承認
という形で落ち着いております。ご審議よろしく願いいた
します。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案
のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは地区担当の花川健
二委員からご報告をお願いします。

地元委員 (8番) これは前回の続きという形で道路の拡張用です。特に問題は
無いと思われまますのでご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農用法第5条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、付議案件 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の21ページをお開きください。付議案件 農用地利用集積計画の承認についてでございます。これは通常の利用権設定分で、田6筆について届け出が出てきております。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農用地利用集積計画の承認について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

議長 続いて付議案件 について事務局より現地確認前に説明がありましたが、本件について発言のある委員は挙手願います。

委員 よろしいでしょうか。推進機構の事業で売買ということで、

地元を通さないような形になっておりますが、これはこれで事業としてはいいとは思いますが、これは事前に
さんの方からそういうことで買いたいという話がありましたので、ああそうなのかなという認識ですけれども、これからそれが無くて、このようなケースが増えた場合においては同時に地元委員にもこういうことがありましたと事務局の方からお知らせをしていただければ助かります。

議長 地元委員には一切なかったということですね。

事務局 はい、集積計画なので利用権設定のような形で、議案としてぽんと出てくるような形にどうしてもなってしまうのですが、確かに言われるように売買ですので、今後は地元委員さんに情報提供します。

議長 それはもうぜひお願いします。地元委員さんが知っておかなければならないことですので。

議長 他にありませんか。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農用地利用集積計画の承認について原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件 は承認されました。

それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の 25 ページをお開きください。
報告案件 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、2 筆 合計 2,86

5 m²について合意解約が出てきております。こちらにつきま
しては議案の関係で前後していますが、付議案件 で新しい
耕作者が決まっております。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 続いて、報告案件 の農地改良について、事務局より説明を
お願いします。

事務局 はい、これも現地確認前に説明しまして、見ていただきました
通り小さい畑です。今瓦等置いてありましたが、あれを下
に敷きこんだ上で表土を付けて畑として利活用するというこ
とでしたのでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

無いようですので、その他の案件について事務局より説明を
お願いします。

事務局 その他の案件について説明。

議長 みなさんの方から何かないでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第20回遠賀町
農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 13時 51分